

様式第3号（第7条関係）

## 会議録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和5年8月8日（火）14時00分から15時00分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎4階 中会議室4
- 4 出席した者の氏名
  - （1）委員 黒木勇，澤則子，大場政義，潮田裕子，細田弥太郎，中庭由美子，奥田俊裕，寺門祐一，佐藤洋
  - （2）執行機関 小川佐栄子，関根豊，佐藤修司，宮地洋平，横田朋典，弓野光昭，堀江博之，高安克子，福田淳子，村沢晶弘，鯉渕理，木村泰徳
- 5 議題及び公開・非公開の別  
報告事項
  - （1）水戸市国民健康保険の状況について（公開）
  - （2）その他（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称  
令和5年第2回水戸市国民健康保険運営協議会
- 9 発言の内容  
別紙のとおり

## 令和5年第2回 水戸市国民健康保険運営協議会

執行機関 定刻でございますので、ただいまから令和5年第2回水戸市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

次第に従いまして進めさせていただきます。まず初めに、今回新たに4名の方が委員委嘱となっておりますので御紹介をさせていただきます。

### — 新任委員紹介 —

執行機関 次に、4月の人事異動によりまして、事務局職員に変更がございましたので、本日出席しております事務局職員につきまして、自己紹介により、紹介をさせていただきたいと存じます。

### — 事務局職員自己紹介 —

執行機関 次に、会長の選出に移ります。現在、当協議会の会長職が不在となっております。そのため、本日、改めて会長の選任を行いたいと存じます。なお、会長職務代理者につきましては、委員の任期中でございますので、引き続き\_\_\_\_委員をお願いしたいと存じます。

それでは、会長の選任につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益を代表する委員の中から、選挙することとなっておりますが、選任方法につきましては、いかがいたしましょうか。

### — 事務局に一任の声 —

### — 異議なしの声 —

執行機関 ただいま、事務局一任につきまして、異議なしの声をいただきましたので、会長の選任につきまして、事務局より案をお示しいたします。会長につきましては、公益を代表する委員の中から、\_\_\_\_委員をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

### — 異議なしの声 —

執行機関 ありがとうございます。会長に\_\_\_\_委員と決定をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長には、お手数でも前の会長席に御移動くださるようお願いいたします。

### — 会長席へ移動 —

執行機関 それでは、早速ですが、新たに選出されました会長から、御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会 長 （挨拶）

執行機関 ありがとうございます。

これより議事に入らせていただきます。

水戸市国民健康保険規則第4条第4項の規定によりまして、会長に議事進行をお願いしたいと思います。それでは、会長よろしくお願いいたします。

会 長 それでは規則によりまして、会長が議事を進めるということになっておりますので、御協力よろしく申し上げます。本日の出席委員は、9名でございまして、過半数に達しておりますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

次に、会議録署名人の指名について、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

会 長 異議なしとの声がございましたので、それでは、指名をさせていただきます。

\_\_\_\_委員さんと\_\_\_\_委員さんをお願いをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

報告事項1 水戸市国民健康保険の状況についての1 事業の年度別推移について、事務局から御説明を願います。

執行機関 （1 事業の年度別推移について説明）

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明いただいたので、これについて、御意見等がございましたらお願いします。

\_\_\_\_委員 2ページ目の国保会計の年度別収支について、もう一度説明いただきたい。歳入で237億円、歳出で217億円、差引で20億円となっているが、前年度実質収支を引くと、4億円は手元にあるということですか。

執行機関 はい。こちら決算としましては20億円が手元にございまして、そのうち16億円につきましては、令和3年度の決算剰余金でございまして、3億8千万円につきましては、単年度の収支となっております。

\_\_\_\_委員 3億8千万円が今年、プラスになったということで、16億円と合わせて、20億円あるということですが、この20億円は、来年度もプールされていくということでしょうか。

執行機関 こちら20億円につきましては、10ページでも説明させていただきますが、すでに繰越金としまして、令和5年度に8億3千万円を予算措置しておりますので、8億3千万円を使う予定となっております。残りにつきましても、国保運営協議会で、令和6年度

までは、現行の保険税率とされたいと御意見をいただいておりますので、令和6年度においても、繰越金として活用してまいりたいと考えております。

\_\_\_\_委員 まだ12億円あるということですが、その12億円を活用するという考えはないでしょうか。令和4年度の世帯数の割合として27.3%が国保に加入していて、国保に加入している方々の収入の低さを考えると、余った12億円で保険税を下げることに活用したらどうかと思いますが、どうでしょうか。

執行機関 すでに、令和5年度と令和6年度に繰越金として活用をしまして、保険税率を抑えている状況でございます。

\_\_\_\_委員 今後、税率は変わっていきますか。

執行機関 令和5年度と令和6年度につきましては、今の段階ですと、現行税率でいきたいと考えているところでございます。

\_\_\_\_委員 令和6年度以降はどうですか。

執行機関 令和6年度以降につきましては、今後、運営協議会において検討させていただければと考えております。

会 長 今回の協議会の議題の内容ですが、令和4年度の年度別の推移ということで、これまでの議論になっています。次の値上げとか5年度、6年度の改定っていうのは、別の機会になりますので、今回は4年度の状況を見ていただきたいと思います。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。それではないようですので、御報告を受けさせていただきます。続きまして、2 令和4年度国民健康保険会計決算見込及び令和5年度当初予算について、事務局から御説明を願います。

執行機関 (2 令和4年度国民健康保険会計決算見込及び令和5年度当初予算について説明)

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明いただいたので、これについて、御意見等がございましたらお願いします。

\_\_\_\_委員 令和4年度は分かったのですが、令和5年度の見込みで単年度収支は、どれくらいになりますか。

執行機関 こちらの記載は、令和5年度予算額となっております。決算見込につきましては、今後の執行状況を見て、また、御報告させていただければと思います。

会 長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。それではないようですので、御報告を受けさせていただきます。続きまして、3 令和4年度取組状況について、事務局から御説明を願います。

執行機関 (1) 医療費の適正化について説明)

執行機関 (2) 特定健診等の実施状況について説明)

執行機関 (3) 国保税収納率の向上について説明)

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明いただいたので、これについて、御意見等がございましたらお願いします。

\_\_\_委員 13ページの受診勧奨、保健師による未受診者の戸別訪問について、質問ですがよろしいでしょうか。未受診者の戸別訪問、皆さん多分ご存知かもしれないですけども、現場の生の声をやっぱり委員として聞くべきだと思いますので、訪問をなさったときに、どんな理由で受けないか、なぜ受けないのか、何か具体的な内容があったら教えていただけますか。

執行機関 実際、訪問に行って会える確率は少なく、平日の日中だと3分の1ぐらいしか会えないという現状はあります。会えた方でいろいろお話をしていくと、まずは、通院中で「自分は病院かかっているから、健診は必要ないです。」という方が結構多いです。国保の特定健診の場合は、治療中であっても健診の対象者となっております、例えば血圧とか糖尿とかいろいろ項目があると思うのですが、何かで一つ治療中であっても、他の部分を見てもらえるかどうかということもあるので、できれば年1回の健診を受けていただきたいということをこちらでも説明するのですが、多くの方は、「病院の先生にかかっているので大丈夫です。」という回答が多いです。受診中だから、改めて健診を受けたくない、忙しいし受ける暇もないという場合には、情報提供事業がありますので、通常のかかりつけでかかっている診療情報の提供をいただけないかというお話をさせていただきます。あとは、初めて国保になったような方で、社保から国保になって、今までは会社で自動的に健診を受けていた方が退職されて、どうやって健診を受けるのかよくわからずに、受診券は届いてはいるけれども、使ったことはないという方もいますので、詳しく、こういうところで健診が受けられるので、こういう形で予約していただくと御案内をしております。また、あまり具合がよくない方がいらっしゃるのも現状です。

会 長 はい。ありがとうございます。

\_\_\_委員 ありがとうございます。本当に、戸別に対応なさせて、情報をいろいろ提供しているなと思いました。これからもよろしく願いいたします。

\_\_\_委員 7ページですが、特定健診の受診率、平成30年度28.7%が、コロナでちょっと下がって、令和4年度26.4%。同じく特定保健指導の実施率っていうのが、平成30年度14.1%が令和4年度7.9%に下がった理由はどうしてでしょうか。実施率を上げる努力が大切です。

執行機関 7ページの特定保健指導の実施率につきましては、令和4年度の状況は、速報値という数字になっております。法定報告値というものがあまして、こちら下に書いてありますが10月ぐらいに確定します。こちら資料を作る段階で、7.9%でございましたが、7月末現在では9.4%に変更になっております。特定保健指導の実施率は、健診を受けた結果で、保健指導が必要という方にどれだけ保健指導ができていくかということですが、どうしても対象となる方が、毎年、同じような方、保健指導を受けて少しを改善したとしても、保健指導の範囲を脱するほどよくなっていない方が対象者に上がってきてしまうことがあります。去年受けたから、今年は受けなくてもいいとか、そういった意見も聞かれたりもしております。ただ、保健指導につきましても、実施率を上げていこうと思っております。今現在、保健指導は、保健所の方で、対象者の方に通知を出したり、電話勧奨したりして、保健指導を受けに来ていただいております。また、積極的支援の方は、より介入が必要な方のレベルの方ですが、業者委託をして、申し込みを取ったり、指導をしたりしているのですが、医療機関で人間ドックを受けた方々は、その場で指導が受けられるような状態ではないので、これからそういった体制を整備していけたらなと思っております。

会 長 ほかにございますか。

\_\_\_委員 14ページの国保税収納率の向上についてということですが、収納対策の強化ということで、租税債権管理機構には、どのくらいの件数を移管したのでしょうか。

執行機関 令和4年度ですが、市税を含めて56件の移管をしました。

\_\_\_委員 もう一つ質問ですが、滞納している方に対して、分割で納めることはやっているのでしょうか。全部一括でしょうか。

執行機関 こちらにつきましては、滞納者の方からお話をお伺いしまして、一括の方が厳しい場合は、分割納付という形で、ある程度期間を設けるなど、滞納者の実情に合わせて決めております。

会 長 ほかに御質問、御意見等ございましたら。すいません。私の方がちょっと\_\_\_委員にお伺いしたいのですが。通院中の人の健診ということで、受診券をお持ちになって、通院してこられる方って実際にはいらっしゃいますか。

\_\_\_委員 はい。いらっしゃいます。先ほど少しお話がありましたように、コロナ禍の頃よりは、大分そういった形が増えてきているかと思えます。現状はそういった形です。

会 長 増えてきているということで、いい傾向にありますね。

会 長 はい。ありがとうございました。それでは、3の令和4年度取組状況につきましては、以上で終わらせていただきます。続きまして4のその他について事務局から説明をお願いいたします。

執行機関 (4 その他について説明)

会 長 はい。ただいまの4その他の説明につきまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

\_\_\_委員 産前産後期間における国民健康保険税の免除制度についてですが、単胎妊娠、多胎妊娠で違いますが、免除の相当額は、国と県と水戸市で負担すると思うのですが、負担割合を教えてください。

執行機関 負担割合は、国2分の1，県4分の1，市4分の1でございます。

会 長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。はい。ないようですので質疑を終わらせていただきます。本日の議題であります報告事項I，水戸市国民健康保険の状況についてはすべて、了承するというところでよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

会 長 ありがとうございます。それでは本日の議題についてにつきましては、以上ですべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

執行機関 本日は、慎重な御審議をいただきありがとうございました。以上をもちまして、令和5年第2回水戸市国民健康保険運営協議会を終了といたします。皆様、本日は大変ありがとうございました。